

2024年2月16日
日本郵便株式会社

お近くの郵便局から終活のご相談
～全国の郵便局で「郵便局の終活日和」提供開始～

日本郵便株式会社（東京都千代田区、代表取締役社長 千田 哲也）／以下「日本郵便」は、2024年2月16日（金）から、全国の郵便局でお客様の終活をサポートするサービス「郵便局の終活日和（しゅうかつびより）」の提供を開始します。

このサービスにより、日本郵政グループの中期経営計画「JP ビジョン 2025」に掲げる、お客様と地域を支える「共創プラットフォーム」を目指し、人生100年時代の「一生」と日本全国の「地域社会」を支えるとともに、地域の発展・活性化に貢献し、持続可能な社会を創出してまいります。

1 概要

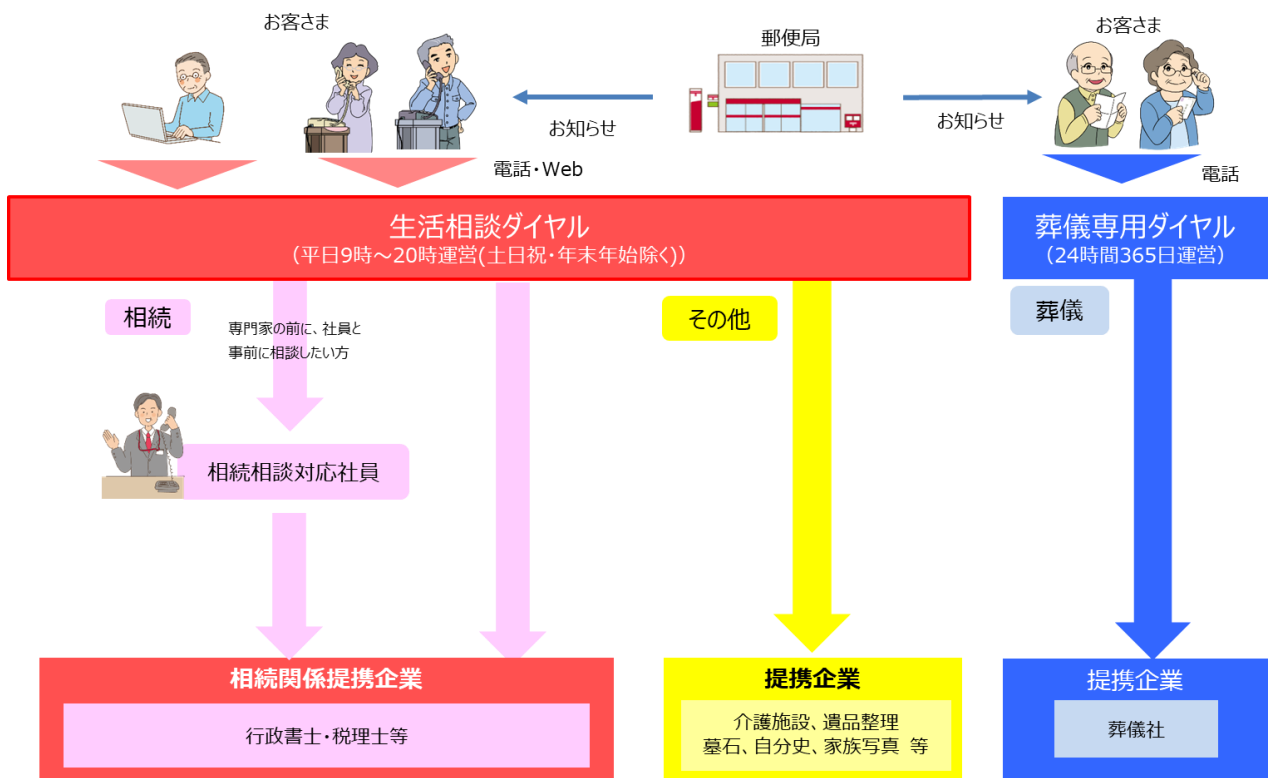
ご高齢のお客様やそのご家族を中心に、「これからの自分の（または親の）人生をいかに充実させていくか」「家族から残してもらった財産をいかに受け継いでいくか」といったいわゆる「終活」に関する相談ニーズが近年高まっています。

日本郵便ではこのようなお客様のニーズに対応するため、2018年度から北海道と首都圏において「終活紹介サービス」の試行を行ってまいりました。これまでご利用いただいたお客様からご好評いただき、このたび、「郵便局の終活日和」として、全国の郵便局^{注1}で提供を開始します。

このサービスでは、専用のコールセンター「生活相談ダイヤル」で、無料でお客さまからのご相談をお伺いし、お客さまのご要望により終活関連の提携企業をご紹介します^{注2}。

お客さまご自身でコールセンターへ直接お電話いただくことはもちろん、郵便局の社員がコールセンターへのお電話をサポートすることも可能です。

【「郵便局の終活日和」イメージ】



2 提携企業をご紹介可能なサービス^{注3}

- (1) 相続 : 遺言の作成や相続手続の代行など
- (2) 身元保証 : 介護施設・賃貸住宅への入居時の保証
- (3) 死後事務委任 : 葬儀・埋葬の代行、入院などの費用清算代行
- (4) 葬儀 : 葬儀場のご案内など
- (5) 供養 : 墓石・埋葬場所のご紹介など
- (6) 介護 : 介護施設のご案内など
- (7) 家財整理 : 入院・施設入居などにより居住者不在となった住宅に残った家財道具などの処分など
- (8) 空き家 : 解体工事など
- (9) その他 : 自分史作成、思い出写真出張撮影サービスなど (2024年2月16日時点)

また、相続に関しては、これまで当社が金融機関窓口として培ってきた経験を活かし、お客さまのご要望に応じ、提携する土業などをご紹介する前に、一定の資格^{注4}を有する社員がご相談を承ります。

今後、提携企業・サービスの拡大や、お近くの郵便局窓口で各種ご相談を直接お受けする取り組みを順次実施してまいります。

今後も「郵便局の終活日和」を、ぜひご利用いただきますようお願い申し上げます。

(注1) 簡易局および郵便専門局など一部の郵便局は除きます。

(注2) サービス提供エリアは提携企業により異なるため、ご利用を希望するエリア・サービスによっては、提携企業のサービスをご提供できない場合があります。

(注3) 提携企業をご紹介後、相談・お見積りまでは無料ですが、サービス提供は有料となります。

(注4) 一般社団法人相続診断協会が認定している相続診断士などの資格を取得しています。

以上

【お客さまのお問い合わせ先】

日本郵便株式会社

お客様サービス相談センター

※「郵便局の終活日和」の概要等、項番2のサービス以外に関するお問い合わせ

<電話番号>

0120-23-28-86 (フリーダイヤル)

(携帯電話からご利用のお客さま)

0570-046-666 (通話料はお客さま負担です)

※ガイダンスが流れますので、「*」のあとに「4」を選択してください。

<ご案内時間>

平日 9:00~19:00

土・日・休日 9:00~17:00

※おかけ間違いのないようご注意ください。

【「終活日和」コールセンター】

※項番2のサービスに関するお問い合わせ

<電話番号>

生活相談ダイヤル

0120-65-3741 (ろうごみなよい)

<受付時間>

平日 9:00~20:00 (通話料は無料です)

※土日祝・年末年始を除く。